

所得税と市県民税の申告はお早めに

受付は2月16日(木)～3月15日(木)

平成23年分の所得税の確定申告と、平成24年度の市県民税の申告受付の時期になりました。
 申告期限(3月15日)が近づくと、会場が大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。
 なお、8支所については昨年同様、巡回申告相談といたしますので相談日や会場等を別表Ⅰでご確認ください。また、市役所東別館会場では、休日相談を別表Ⅱのとおり開設しますのでご利用ください。

所得税の申告が必要な人

- ◎サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人。
 ①給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人。
 ②2ヶ所以上から給与を受けている人。
 ③平成23年中の給与収入が、2千万円を超える人。
 ◎農業所得、不動産所得及び雑所得などがある人で、平成23年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人。

市県民税の申告が必要な人

◎平成24年1月1日現在に市内に居

申告をすると市県民税の税額が変わる人

◎平成23年12月31日現在で、しょうがい者の認定を受けている人。

住し平成23年中に所得があった人。
 ◎国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告が必要です。申告がない場合、軽減が受けられません。
 *遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給されている人も申告が必要です。
 *16歳未満の扶養親族を有する人で、源泉徴収票の年少扶養者欄に人数の記載がない場合、申告が必要です。
 *所得税の確定申告をされた人は市県民税の申告は不要です。

申告相談会場

◎申告相談会場および申告受付・相談日時は別表Ⅰのとおりです。
 ◎相談内容は、市民税の申告受付、所得税の確定申告で、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告です。なお、株式、譲渡および営業に関する申告は市では受付していません。税

休日相談のご案内

別表Ⅱのとおり、市役所東別館において休日に申告を受付します。

時間延長のご案内

市役所東別館では、次の2日間、申告の受付時間を18時30分まで延長します。
3月8日(木)・9日(金)

申告をされる皆さんへ

- ◆申告に必要なもの
 ①申告書(市税務課または税務署から送付された書類)
 ②印鑑
 ③源泉徴収票または給与支払証明書(原本に限る)
 ④公的年金などの源泉徴収票(原本に限る)
 ⑤還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)
 ⑥農業所得や不動産所得がある人は、所得計算の資料(収入・経費明細を記載した「収支内訳書」や支払証明書)
 ※事前にご自身で所得の計算をし、「収支内訳書」を作成しておいてください。「収支内訳書」が作成されていないと市では受付できない場合があります。
 ※農業所得収支計算ソフトは市ホームページに掲載しておりますので、参照ください。
 ⑦配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票などの所得の分かる書類
 ⑧生命保険などの各種支払証明書(原本に限る)
 ⑨国民年金保険料支払証明書または領収書(原本に限る)
 ▼該当する人は次のものをお持ちください
 ①平成23年中に国民健康保険料等を納められた人は、市税務課から送付した「社会保険料払込証明書」
 ②不動産所得などで、市の固定資産

パ
事前税務相談の開設
 パソコンを利用した還付申告書等の作成を、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除およ

e-TAX確定申告会場の開設

※本年度は、市役所東別館でのe-TAXの受付は行いません。
 ご利用いただくと最高で4,000円の税額控除が受けられるe-TAXの確定申告を長浜税務署に設置します。

○日程等
【期間】 2月16日(木)～3月15日(木)
 *土・日は除く
【時間】 9時～17時
【場所】 長浜税務署

○利用できる人
 申告書の記載準備がすべてできている人で、電子証明書発行済の住民基本台帳カードを持っている人(事前に「e-TAXの開設届」が必要です。)

*電子証明書発行済の住民基本台帳カードについては、市民課(☎65-6511)へ問合せください。

☎長浜税務署(☎62-6144)税務署の電話は、自動音声案内でご案内しています。

お問合せ先

税務課市民税・国保料グループ	電話番号
浅井支所福祉生活課	(☎65-6524)
びわ支所福祉生活課	(☎74-4352)
虎姫支所福祉生活課	(☎72-5253)
湖北支所福祉生活課	(☎73-4852)
高月支所福祉生活課	(☎78-8301)
木之本支所福祉生活課	(☎82-5901)
余呉支所福祉生活課	(☎86-3223)
西浅井支所福祉生活課	(☎89-1123)

【時間】 9時30分～正午
 13時～15時30分

※相談を利用される人は、上記の◆申告に必要なものをご準備ください。

無料税務相談所の開設

次の会場で、税理士による無料税務相談所を開設します。

【対象】 小規模の事業所得者、消費税課税事業者、農業所得者等

【会場】
 ●長浜商工会議所
 2月17日(金)、21日(火)、22日(水)
 木之本町商工会館
 2月24日(金)

【時間】
 両会場とも9時30分～正午、13時～16時